

「環境安全基本法」(仮称)の  
制定を求めて  
—署名運動のお願い—

NPO法人「ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議」代表  
「グリーン連合」共同代表  
弁護士 中下裕子

# 今、何故「環境安全基本法」なのか？

- 化学物質分野において、日本の対策が遅れている**3つの重要課題**
  - ① 胎児・子どもや化学物質に脆弱な人々への配慮
  - ② 汚染地域の有害化学物質対策のあり方
  - ③ 人の体内汚染度調査制度（ヒト・バイオモニタリング）の導入

# ①胎児・子ども、化学物質の影響を受けやすい人々への配慮

- 化学物質による影響を受けやすい人々
  - 現在の基準値では健康を保持できない
  - 「香害」の発生
- 胎児・乳児期の環境ホルモンのばく露によるその後の発達への不可逆的影響
  - 臨界期ばく露の回避が必要
  - 胎児・子どもはもちろん、両親のばく露を低減化
- 国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ (SAICM)
  - ・子ども、胎児、脆弱な集団を保護(「ドバイ宣言」)

- しかし、日本ではそのことを明記した法律はない。

環境中の有害物質による子どもの発達への悪影響を未然に防止する法律さえ存在しない！



**配慮(対策)の欠如**

## ②汚染地域対策のあり方

- 日本には、災害発生を含めて汚染地域の化学物質対策のあり方を明記した法律はない！
- 環境調査のみならず、住民のバイオモニタリング・健康調査の必要性
- 健康被害を防止するための特別の基準設定等の施策の実施
- 国・自治体の役割分担

### ③人の体内汚染度調査(ヒト・バイオモニタリング)の必要性

- 水質・大気については環境基準が設定され、毎年環境モニタリング調査が実施されているが、日本国民を代表するようなヒト・バイオモニタリング調査は日本では実施されていない
- 国民(特に子どもを出産する可能性のある女性)にとって、その体内汚染度を知ることは、出生児の健康リスク低減化のためにも重要
- 世界では、アメリカ、ドイツ、韓国などで導入され、EUでも導入が検討されている。また、汚染地域の住民に対するバイオモニタリング・健康調査は一般的に実施されているのが実情

# 3つの課題に適切に対処し、安全な環境を保全するためにー

- 人間と環境ーすなわち、水・空気・土壌(食物)ーは同一の存在  
人間は、水、空気、食物ぬきに生存できない存在
- 環境を守るための「環境安全基本法」(仮称)の制定を！

# 環境安全基本法案の概要

## 目的

環境安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献する

## 基本理念

- 人及び生態系への被害の未然防止
- 予防的取組方法
- 影響を受けやすい人等への配慮
- すべての関係者の積極的参加
- 国際的協調による施策の推進

## 役割分担

### 【国】

環境安全に関する施策の総合的な策定・推進

### 【地方公共団体】

自然的・経済的・社会的条件に応じた施策の策定・実施

### 【事業者】

事業活動における環境に及ぼす悪影響の低減／国・地方公共団体の施策への協力

### 【国民】

環境安全の向上／国・地方公共団体の施策への協力

## 基本計画

環境安全基本計画の策定等

## 基本的施策

### 【国の施策】

環境安全基準（保護基準）の設定・改定

#### 環境安全に関する調査の実施

- ◆ 生体内の有害化学物質の濃度の計測等のための定期的かつ継続的な国民調査（**ヒトのバイオモニタリングの実施**）
- ◆ 影響を受けやすい人に対する有害化学物質による悪影響の把握のための調査
- ◆ 妊婦及び子どもを対象とする定期的かつ継続的な疫学調査（**エコチル調査の実施**）

環境安全に関する調査結果の公表

環境安全に関する調査等の申出権

環境安全のための規制

環境安全に関する教育・学習

#### 影響を受けやすい人のための施策等

- ◆ 公共用車両の車内・公共住宅・公共用建物・大規模商業用建物等の室内の空気質の良好な水準の維持
- ◆ 子どもの活動空間における農業等の有害化学物質による悪影響の低減のために必要な措置
- ◆ 子ども向け製品に含まれる有害化学物質の悪影響の低減のために必要な措置

### 【地方公共団体の施策】

汚染地等の地域指定・必要な施策の実施

## 環境安全委員会の設置

### 委員の権限

- 環境基本計画の案の作成に関する意見
- 環境安全基準に対する意見
- 環境安全調査に対する意見
- 調査等の申出に対する事項の処理
- 環境大臣の諮問に応じ重要事項の処理
- 環境大臣への勧告

### 委員の構成

- 環境安全に関する専門家
- 環境安全に関する市民団体のための代表者
- 指定地域の住民の代表者
- 環境安全に関連する産業界の代表者
- 環境行政機関の代表者

# 国の基本的施策—主要なもの

- 環境安全基準の設定・改定
- 環境安全に関する調査の実施
  - ◆ ヒト・バイオモニタリング
  - ◆ 影響を受けやすい人に対する悪影響把握のための調査
  - ◆ 妊婦・子どもに対する疫学調査（エコチル調査）
- 環境安全に関する調査等の申出権
- 環境安全のための規制の実施

# 影響を受けやすい人のための施策

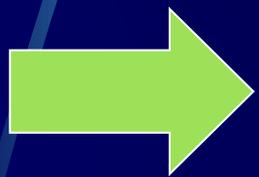
- 公共交通車両、公共住宅、公共用建物、大規模商業用建物等の室内の空気質について、影響を受けやすい人が体調不良を起こさない水準に設定
- 子どもの活動空間における農薬等の有害化学物質による悪影響の低減のために必要な措置
- 子ども向け製品に含まれる有害化学物質による悪影響の低減のために必要な措置

# 署名活動にご協力を!!

- 衆議院議長宛・参議院議長宛の請願署名

◎2つの文書への署名が必要です!

- 第1次集約: 2021年9月30日
- 目標: 各3万筆+α



未来の子ども達になり代わって、  
できるだけ多くの署名を集めて、  
「環境安全基本法」(仮称)を制  
定させましょう!!!